

令和3年度 共同募金配分基準

令和3年度共同募金に基づく令和4年度実施事業への配分は、社会福祉法人山形県共同募金会配分要綱によるほか、次の配分基準により行う。ただし、配分額の決定にあたっては、配分要綱第7の(2)により、配分委員会において配分予定額を査定するものとする。

なお、介護保険制度に関わる事業（特別養護老人ホーム、老人デイサービス等々）は、配分の対象としない。

また、事業の実施にあたっては、共同募金受配事業であることを明示するほか、広報紙等により広く周知しなければならない。

1. 経常費（団体事業費配分金）

（1）福祉団体配分

次の福祉団体に対しては、定額配分とする。

- | | |
|------------|-------|
| ① 県社協 | 300万円 |
| ② 県老連 | 30万円 |
| ③ 県母子連 | 30万円 |
| ④ 県民児協 | 30万円 |
| ⑤ 山形いのちの電話 | 30万円 |
| ⑥ 羽陽和光会 | 13万円 |
| ⑦ 県更生保護協会 | 17万円 |

（2）市町村社協配分

市町村社会福祉協議会に対する配分は、申請額によるものとする。

2. 臨時費（施設団体備品整備事業費及び地域福祉・在宅福祉事業費配分金）

（1）障がい者小規模作業所支援事業

- ① 障がい者の就労のための小規模作業所（社会福祉法人は除く）を対象とする。
- ② 1作業所当たり10万円を授産用機器等備品の整備事業に配分する。
- ③ 10回（平成17年度から配分を受けた回数を通算する）を超えて配分を受けることはできない。
- ④ 配分対象は、必要性・緊急性の高い物品に限る。なお、中古物品、作業に係る材料費、消耗品、購入や設置のための諸経費及び建物の増改築・改修工事は対象外とする。
- ⑤ 施設への配分であり、個人の所有物である場合は配分対象としない。

(2) 民間立学童保育所支援事業

- ① 1学童保育所（支援単位）当たり10万円を機器、遊具等の備品整備事業に配分する。
- ② 同一民間立学童保育所には配分後2か年間は配分を行わない。
- ③ 配分対象は、必要性・緊急性の高い物品に限る。なお、中古物品、消耗品、購入や設置のための諸経費及び建物の増改築・改修工事は対象外とする。

(3) 福祉車両整備事業

- ① 社会福祉法人・更生保護法人が経営する施設・団体（市町村社協は除く）及び社会福祉事業を活動目的とするNPO法人の車両整備事業に対する配分は、総事業費の4分の3の額とし、150万円を限度とする。但し、配分対象は車両本体価格、受配表示費用及びそれに係る消費税とし、その他の税金、諸経費、付属品は対象外とする。また、中古車は配分対象としない。
- ② 1法人1台とし、合計4台を配分する。同一施設及び団体には配分後3か年は配分を行わないこととし、再申請の場合は配分順位を後位とする。また、有償移送サービス事業は配分対象としない。
- ③ 緊急度、地域バランス、当該施設及び団体の車両保有台数及び財政状況を勘案のうえ配分する。同一市町村から複数の申請があった場合は、当該共同募金委員会の推薦順位を考慮する。
- ④ 車両の受配表示は、車両の両側面に赤い羽根ロゴマーク、法人名、施設名を記入しなければならない。また、車両後部右側に赤い羽根ロゴマークと「赤い羽根共同募金 助成車両」と表示すること。なお、車体の色は白とし、赤い羽根のマークや文字は赤色とする。

(4) 赤い羽根「福祉の心」推進事業

- ① 法人保育所において行う保育活動の中で、子ども達の「福祉の心」を育てることに関する事業を配分対象とする。
- ② 配分の額は5万円を上限とする。
- ③ この配分は、単年度配分とする。但し、事業の目的によりその効果が期待される事業については、3ヵ年を限度とし、配分年限を設定する。

(5) 地域福祉・在宅福祉事業

- ① 先駆的な且つ多様な民間の社会福祉活動及び活動の立ち上がりの時期を含む支援のための事業を配分対象とする。
- ② 配分の額は、総事業費の4分の3の額とし、30万円を上限とする。
- ③ この事業の取扱いは、別に定める「地域福祉・在宅福祉事業配分取扱要領」により実施する。